

しが か

組合活性化情報
中小企業

2024.
4月号
NO.673



中央会つうしん

- ▶ 通常総会前後の組合事務手続き
- ▶ 組合対象講習会
- ▶ 滋賀県中小企業青年中央会／しが中小企業女性中央会 組合青年部交流講習会／能登半島地震災害義援金・活動資金を寄付
- ▶ デジタル化対応商業活性化セミナー
- ▶ 特定地域づくり事業協同組合制度意見交換会
- ▶ 令和5年度加入組合のご紹介
- ▶ 職員退職のご挨拶
- ▶ ものづくり補助金日より
- ▶ 省力化投資補助金日より

青年たちの絆

- ▶ 第1回 青年中央会事務局

業界 et cetera

- ▶ 石山商店街振興組合
- ▶ 滋賀県麻織物工業協同組合

健康増進特集

- ▶ 滋賀県板金工業組合
- ▶ 企業組合ビュースパイア

Cover

組合青年部交流講習会
【滋賀県中小企業青年中央会 × しが中小企業女性中央会】



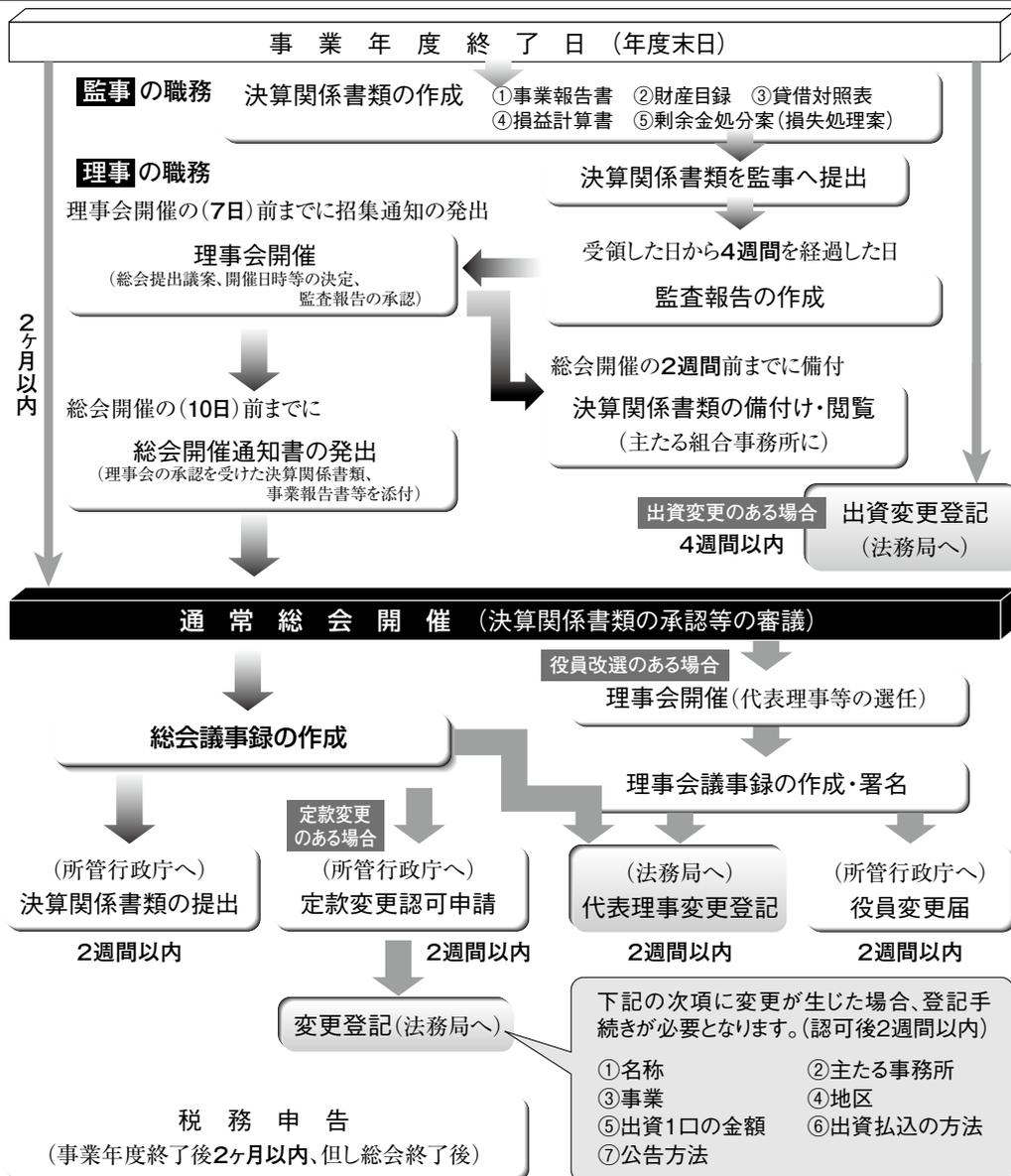
ネットワークで中小企業をサポート

滋賀県中小企業団体中央会

発行

<https://chuokai-shiga.or.jp/>

通常総会前後の組合事務手続きフロー図



中小企業組合では、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類（事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案または損失処理案）を所管政庁へ提出することが義務づけられています。また、役員改選において理事・監事に1名でも変更が生じた場合は所管行政庁へ役員変更届を提出しなければなりません。

そのほか、決算や役員改選、定款変更等により組合の登記簿記載事項に変更が生じた場合には、法務局への登記手続きが必要になります。

なお、代表理事については役員改選ごとに登記の手続きが必要になりますのでご注意ください。

総会議事録および理事会議事録、監査報告書、定款参考例等の書式を中央会ホームページからダウンロードできるようになっています。

<https://chuokai-shiga.or.jp/union-member/download/>
TOP > 組合の皆さまへ > 様式ダウンロード

● 総会後の諸届内容

(1) 決算関係書類提出【提出部数……2部(毎年)】

添付書類……全7種類 ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤剰余金処分案 または 損失処理案 ⑥監査報告書 ⑦決算を承認した総会議事録の原本

※議事録の謄本(コピー)を添付される場合は「原本証明」を行ってください。

(2) 役員変更届【提出部数……2部(役員改選により役員に変更があった場合に提出)】

添付書類……全4種類 ①新旧役員対照表 ②変更理由及び変更年月日を記載した書面 ③総会議事録の原本(決算関係書類と同時提出の場合省略可) ④理事会議事録の原本

※議事録の謄本(コピー)を添付される場合は「原本証明」を行ってください。

(3) 定款変更認可申請【提出部数……3部(登記手続きが必要な場合は4部)】

添付書類……全6種類 ①変更理由書 ②新旧条文対照表 ③定款変更を議決した総会議事録 ④事業計画書・収支予算書(事業に関する変更の場合) ⑤新規加入予定者名簿(地区又は業種追加に関する変更の場合)

※定款変更される場合は事前に当会へお問合せください。

(4) 変更登記申請(下記の変更を行った場合には、法務局へ申請が必要となります。)

- ①代表理事の変更(※代表理事の変更は、同一の人が就任されても登記手続きが必要です。)
- ②出資の総口数及び払込済出資総額の変更(※決算において出資口数、出資金額が変わった場合は、登記手続きが必要です。)
- ③事務所の移転 ④名称変更 ⑤事業の変更 ⑥地区の変更 ⑦公告方法の変更
- ⑧出資払込方法の変更 ⑨出資一口の金額の変更

書類作成や手続きについては、当会までお気軽にご相談ください。

組合対象講習会 開催

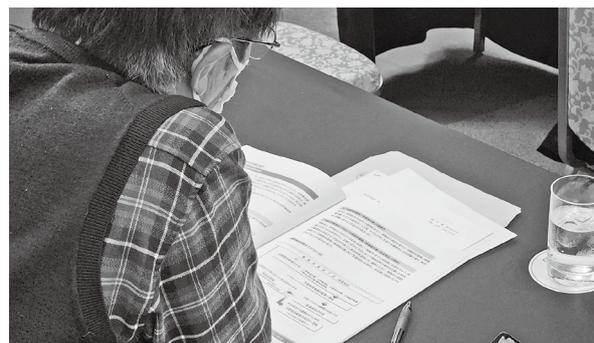
当会では、3月14日(木)、草津市・クサツエストピアホテルにおいて、中小企業等組合対象講習会を開催しました。

中小企業組合においては、新型コロナ禍以降、一定の要件のもと柔軟な組合運営が認められつつある一方、これまで慣例的に行われた総会運営の問題点などが顕在化するケースが見受けられ、改めて法令の原理原則に基づく総会運営についての理解を深めていただくことを目的に中央会職員が解説しました。

内容は主に、中小企業等協同組合法と組合定款に沿った総会の運営方法と総会終了後の諸手続きについて説明しました。なお、行政手続きにおいて表紙(鑑)への押印は不要となりましたが、登記手続きについては議事録を含め従来どおり押印が必要となります。



講習会の会場風景



資料を熱心に読む参加者

滋賀県中小企業青年中央会／しが中小企業女性中央会

組合青年部交流講習会を合同で開催

滋賀県中小企業青年中央会（会長 西坂藤行 氏）では、2月22日(木)に第2回組合青年部交流講習会をしが中小企業女性中央会（会長 宮川富子 氏）と合同で開催しました。組合青年部交流講習会は、令和4年度に初めて開催し、「交流を通じたビジネス創出」「次代を担う経済人としての資質の向上」を目的として開催しているものです。

彦根市で女性中央会、青年中央会それぞれの会員の企業である株式会社永樂屋、清水工業株式会社での工場見学、講習会、青年部・女性部の活動紹介及び次年度に向けた連携等の内容で開催しました。今回の開催により、それぞれの業界への理解が深まり、そして、次年度に向けてお互いが協力していくことが確認され、組織の垣根を越えた活発な交流が図られました。



株永樂屋での金箔貼り体験の様子



清水工業株の工場見学の様子

令和6年 能登半島地震災害義援金・活動資金を寄付

滋賀県中小企業青年中央会としが中小企業女性中央会では、3月8日(金)に大津市・日本赤十字社滋賀県支部を訪問し、令和6年能登半島地震災害義援金と活動資金の寄付を行いました。

また、滋賀県中小企業青年中央会では、永年、日本赤十字社滋賀県支部が行う救護活動や物資の供給など、いのちを救うさまざまな活動に活用される【活動資金】を寄付してきたことから、この度、銀色有功章を受章しました。令和6年元日に発生した能登半島地震においても、日本赤十字社滋賀県支部の職員の方々の派遣費用は、活動資金が活用されています。（日本赤十字社の災害救護活動は、活動資金によって支えられています。）



令和6年能登半島地震災害義援金・活動資金を寄付



滋賀県中小企業青年中央会が銀色有功章を受章

滋賀県中央会では、1月25日から2月19日まで会員の皆様へ能登半島地震の義援金のご協力をお願いしてきました。この度、52組合等からお寄せいただいた義援金113万円に当会からの義援金10万円と合わせ、全国中央会へ送金しましたのでご報告します。

義援金は全国中央会を通じ、石川県中央会へ寄付され、被災された中小企業組合の救援・支援に役立てられます。皆様のご支援とご協力に心より御礼申し上げます。

滋賀県商店街振興組合連合会 デジタル化対応商業活性化セミナー

滋賀県商店街振興組合連合会（理事長 富田浩徳氏）では、3月7日(木)に草津市・クサツエストピアホテルにおいて、デジタル化対応商業活性化セミナーを開催しました。

滋賀県警察本部サイバー犯罪対策課の中村亮一氏を講師に、近年非常に巧妙化し、見破ることが難しくなっている標的型メール攻撃の訓練として、実際に端末（パソコン）にウイルスを感染させ、業務を妨害したり情報を窃取したりする攻撃を参加者に体験してもらう体験型サイバーセキュリティー対策のセミナーを実施しました。

また、滋賀県が推奨するデジタル地域コミュニティ通貨「ピワコ」を活用した商業活性化について、滋賀県総務部市町振興課の渡部直子氏から、近江八幡市のあきんど道商店街振興組合（理事長 藤井勝氏）の事例なども紹介いただきました。

上記の内容は中央会webページのオンライン研修動画コーナーで視聴可能です。

<https://chuokai-shiga.or.jp/online-training/>



講師 中村亮一氏



講師 渡部直子氏



セミナーの会場風景

特定地域づくり事業協同組合制度 意見交換会(長浜市・甲賀市・高島市)

当会では、令和5年8月31日(木)長浜市、令和6年1月24日(水)甲賀市、3月12日(火)高島市において、各市の企画・商工業・農業・移住定住担当者等と特定地域づくり事業協同組合制度について意見交換会を開催しました。

意見交換会では、本制度の概要説明、先進的な活用事例の紹介などを県市町振興課の本制度担当者から行い、制度の活用について一定の理解は得られたものの、中小企業・小規模事業者からの声（要望）がないと事業への活用は難しいとの意見が多くなりました。

本制度は、令和2年6月に施行された人口急減地域特定地域づくり推進法により創設され人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合、県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を届出で実施することを可能とし、組合運営費につい

ても国等の財政支援を受けることができます。

本制度を活用し安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことで、地域の中小企業等の事業の維持・拡大を推進することが期待されています。令和6年3月現在、全国31道府県で約100組合が設立されていますが、本県ではまだ設立されていないので、来年度以降も引き続き市町との意見交換会の開催や中小企業等への制度の積極的な周知を行っていく予定です。



高島市での意見交換会の様子

特定地域づくり事業協同組合制度
<https://chuokai-shiga.or.jp/for-enterprise/specified-region-dev-bus-coop-sys/>



令和5年度加入組合のご紹介

協同組合ヒューマンスキル

住 所：長浜市

組合員数：7名

主な事業：組合員の取り扱う資材及び消耗品等の共同購買事業

組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業

組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業 等

滋賀コネクト協同組合

住 所：彦根市

組合員数：4名

主な事業：組合員のためにする事務作業用品等消耗品の共同購買事業

組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業

組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業 等

協同組合STARTH

住 所：近江八幡市

組合員数：5名

主な事業：組合員の必要とする資材、材料および消耗品等の共同購入事業

組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業

組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業 等

滋賀ロジスティクス協同組合

住 所：湖南市

組合員数：4名

主な事業：組合員のためにするETCカード割引制度の共同精算事業

組合員のためにする消耗品等の共同購買

組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓 等

職員退職のご挨拶

ものづくり支援室 川口榮藏

3月末をもって中央会2回目の定年を迎え退職することとなりました。

昭和・平成・令和と長年にわたり、皆様方より賜りましたご支援・ご協力・ご芳情に関し、厚く御礼申し上げます。今後につきましては「如何にお金をかけずとも人生を楽しめるか」をテーマとし、過ごしていきたいと考えております。

末筆となりましたが皆様方のご活躍・ご発展・ご健康をお祈り申し上げます。

本当にありがとうございました。

振興課 奥村尚也

中央会には、新卒採用され17年間勤務させていただきました。

これまで組合の役職員の皆様にはお世話になり大変ありがとうございました。

結婚後に構えた新居からの通勤時間が往復約3時間半で、体力の限界を感じ40歳目前で転職を決意しました。

新しい職場は、自宅から片道徒歩約10分の教育関連機関になります。

ものづくり補助金だより 第41回

令和6年度「ものづくり支援室」について

本会では、今年度も引き続き、全国中小企業団体中央会と連携し、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「中小企業省力化投資補助金」の地域事務局として、「ものづくり支援室」を設置し、専従職員が補助金事業執行・県内事業者様からの各種問い合わせ対応を行っています。

新商品や新サービスの開発・生産プロセスの改善などに向けた設備投資をご検討の企業様、ぜひお気軽にご相談ください。



※ものづくり補助金に関する情報につきましては、ものづくり補助事業公式HP『ものづくり補助金総合サイト』をご覧ください。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>



【ものづくり補助金事務局サポートセンター】

TEL:050-3821-7013 (10:00~17:00)

メールアドレス:kakunin@monohojo.info

【地域事務局】

滋賀県中小企業団体中央会ものづくり支援室

〒520-0806 大津市打出浜3番7号

滋賀県産業振興協同組合ビル3階

TEL:077-510-0890 FAX:077-510-0891

メールアドレス:mono@chuokai-shiga.or.jp

省力化投資補助金だより 第1回

中小企業省力化投資補助事業webページの公開

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性ある支援として「中小企業省力化投資補助事業」が国の令和5年度補正予算により制度化され、webページが公開されましたので、お知らせします。

中小企業省力化投資補助金



■お問合せ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

0570-099-660 (ナビダイヤル) ※通話料がかかります

03-4335-7595 (IP電話等からのお問い合わせ先)

受付時間/9:30~17:30/月曜~金曜(土日祝日を除く)

[https://shoryokuka.smrj.](https://shoryokuka.smrj.go.jp/)

[go.jp/](https://shoryokuka.smrj.go.jp/)



青年中央会事務局

第1回

令和6年度の新企画として、青年部の紹介コーナーを設けていただき大変嬉しく思います。これからの滋賀県を見据えた活動を、青年部の仲間達と共に、どんどん紹介できればと思いますので、是非毎月注目してご覧いただければ幸いです。

第1回目は、滋賀県中小企業青年中央会の活動についてのご紹介です。

現在、青年中央会は、15団体を会員とし、毎月の役員会、総会、お仕事体験・学習イベント しがわーくフェスタ、組合青年部交流講習会の開催をメイン事業として活動しています。

昨年、初開催したしがわーくフェスタ2023では、来場者に私達の業界や仕事のことを知ってもらうことは勿論、これからの経営にとって重要なキーワードとなる、SDGs・DX・産学連携を実践し、各青年部及び構成員企業への波及を図る取組を行い、参画いただいた多くの方々に喜んでいただくことができました。

また、2ページに掲載しています、しが中小企業女性中央会との合同で開催した組合青年部交流講習会では、団体の垣根を越えて交流を深め、次年度事業に向けた協力体制の構築を目指しました。

これから、青年中央会では、若者らしい柔軟な発想と行動力で様々な活動に挑戦していきますので、引き続き皆様方のご支援、ご協力の程よろしくお願いいたします。



青年部の仲間たち

青年中央会webページ

<https://chuokai-shiga.or.jp/seinen/>



景況

県内33名の中小企業団体情報連絡員報告より

レポート

令和6年 2月分

前年同月比のDI値	県内		
	全体	製造業	非製造業
業界の景況	☁️ -27.3	☁️ -28.6	☁️ -26.3
売上高	☀️☁️ -18.2	☁️ -28.6	☀️☁️ -10.5
収益状況	☁️ -36.4	☔️ -42.9	☁️ -31.6

※DI(Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。(−100 ≤ DI値 ≤ 100)

DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合 − 減少・悪化と答えた企業の割合

【例：調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…(4 − 10) / 20 * 100 = −30】

前年同月と比較した滋賀県内のDI値の推移

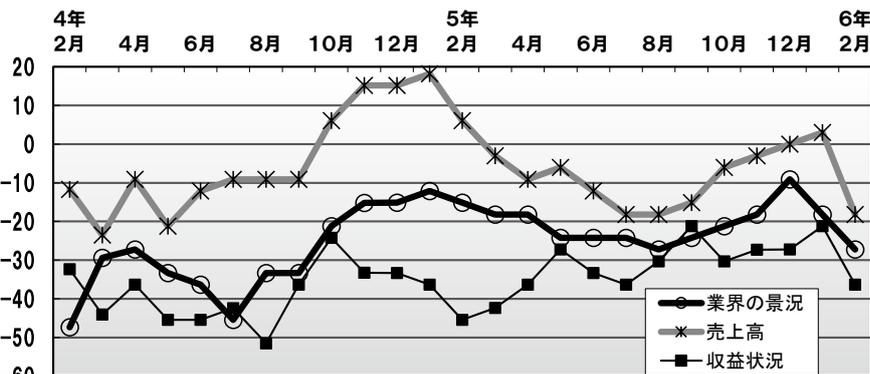
DI値が ☀️ = 0以上

☀️☁️ = −20以上0未満

☁️ = −40以上−20未満

☔️ = −60以上−40未満

☔️☔️ = −60未満



(お天気アイコンの数値は平成13年以降のDI値の平均値を勘案して令和6年4月に改めました。)

県内の 景況推移

「在庫数量」と「設備操業度」が前月と同じでこれら以外の全ての指標が悪化。主要3指標は15ポイントほど下落した。昨年同時期はコロナ禍からの回復基調であったが、今年には需要の回復を上回る経費高騰が影響しているものと考えられる。また、4月を間近に控え、人材不足を懸念するコメントが目立った。

県内業界の声をピックアップ

製造業	
酒 類	物価高の為、家庭内消費及び業務用の外食消費も低迷。特に日本酒は厳しい状況。
綿 織 物	為替が円安に振れ、条件が悪い上に綿糸・綿花などが高騰中。生産調整が目立ち、組合で請けている整経事業も停滞。資材・衣料共に物の動きが悪かった。組合員に廃業が出たが、求人を出しても人が来ない。
木材・木 製品総合	びわ湖材を利用した住宅等を新設または木質化改修を行う工務店等を対象に、びわ湖材使用量に応じて助成を行う「木の香る淡海の家事業」の新年度事前審査受付を開始し、問い合わせが多く来ている状況である。
陶器製品	陶土・釉薬出荷量は先月に引き続き前年並みとなった。首都圏の催事ではインバウンドの増加傾向が顕著。一方で公共交通の利便性に課題のある信楽産地の外国人観光客はそれほどでもなく、今後の観光施策の充実に期待。
機 械 部 分 品	売上高は横ばい傾向。需要の停滞・諸経費の高騰等が収益状況に影響している。

非製造業	
電気機械 器具卸売	電線の供給遅延は少し解消したが、解決には至っていない。一部受注停止が解除されていない商品があり、工期が迫っている現場については、綱渡りの状況が続いている。主力商材の照明器具、特に住宅用の需要が低調であり、顕著な伸びを見せる商材が無い中、値上げにより前年比7%の伸長率となっており、実感のない売上増の状況である。
ショッピ ングセ ンター	カルチャー・英会話を筆頭に携帯電話修理、外食、リサイクル・買取、呉服・和装品が好調。一方で、精肉・ハム、宝くじ、生活雑貨、写真館、靴・履物、化粧品が不調。
商店街	暖かい日が多かったからか例年よりも人通りは多かった。人通りが多いと自ずと売り上げも上がるため集客にはイベントが必要なのかもしれない。
広告業	年末年始の広告・ディスプレイ需要が旺盛で各社好調。インフレ及び人件費高騰に伴う経費増を販売価格に転換することが出来てきている様子。期末の需要も期待出来そうながら、見積倒れのケースも多く、単価も高くはない。販売価格の上昇トレンドは終わりに近づいている模様。また、コロナ関連融資の返済が資金繰りに影響を与え始めているとの声も出ている。
自動車 整備業	技術の高度化への対応が至上命題で、高度化車体整備技能講習などを通じ、各社のスキルアップを図っているが、車業界で消費者の信頼を失墜している事件が多発しており、仕事量はあっても人手不足から断わらざるを得ないケースも増えてきている。
総合工事	公共工事は主要な建築資材の価格が高止まりし、販売価格への転嫁が追いついておらず、また社員や下請企業に対する人件費のアップもあり利益確保に苦心している。民間工事は能登半島地震と関西万博の需要増で特に電線がひっ迫。設備投資が増加傾向にあるが、仕入価格上昇に対する販売価格への転嫁にタイムラグが生じており、見積有効期間の短縮で利益確保に努めている状況。その他、4月から施行される改正労働関係法への対応と人材確保対策が重要課題であり、(特に民間の建築工事における働き方改革の実現に困難が見込まれる。

県外の景況レポートは全国中小企業団体中央会のwebページをご覧ください。
<https://www.chuokai.or.jp/index.php/category/news-keizai/>



全国特定地域づくり探訪

●南砺で暮らしたい人が適切な生業に付ける体制を目指す

南砺ひととみらい協同組合

住所 〒932-0231 富山県南砺市山見1739番地の2

設立 令和4年12月

認定 令和5年1月

主な業種 農業、食料品製造業、窯業・土石製品製造業、林業、鉄道業又は娯楽業

組合員数 11名

出資金 1口10万円

背景と目的

南砺市では、2010年の総人口が54,722人。2015年の総人口が51,327人。5年間で△3,395人、年間約700人のペースで進む人口減少が背景。そこで、南砺市人口ビジョンを策定し、2020年の47,937人（国勢調査確定値）から40年後の2060年の目標人口を30,000人とした。南砺で暮らしたい人が適切な生業に付ける体制を作ることが目的として、特定地域づくり事業協同組合が設立された。

成果とその要因

特定地域づくり事業協同組合は、移住希望者の雇用の受け皿として、さらに農業をはじめとした基幹産業の担い手不足の解消につながっている。

ほとんどの業種が人手不足であり、移住者や地元若者にさまざまな仕事を経験してもらうことで定着を図り地域活性化に貢献し、他の市町村も注目しており地域のモデルケースとなっている。

取組の手法と内容

南砺市の移住者らを通年雇用し、繁忙期に異なる複数の仕事に派遣する特定地域づくり事業協同組合を2022年12月に設立。農業や食料品製造業、スキー場、温泉施設など11事業者が組合員として加入。春から秋はカボチャやコメ作りなどの農業の現場、冬場は食料品製造会社やスキー場で働いてもらい通年雇用が難しい業種の担い手確保につなげる。



令和4年11月1日に開催された創立総会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	林業(製材、木製品加工)		日帰り温泉施設		キャンプ場・コテージ施設		林業(製材、木製品加工)	スキー場(たいら)				
職員B	農業(米、南瓜、蕎麦、みょうが、赤かぶ、五箇山ぼべら)							食品加工業	スキー場(IOX)	スキー場(タカ)		
職員C	日帰り温泉施設		林業(製材、木製品加工)				日帰り温泉施設	スキー場(タカ)				
職員D	農業(いちご、里芋、ニラ)、直売所			企画			食品加工業(かぶら寿司製造)		スキー場(IOX)	企画		農業(いちご)
職員E	農業(いちご、ニラ)						製造業(建築資材作成)					

派遣イメージの図

組合URL

<https://www.hitomira.com/>



中小企業等賃上げ・
人材確保環境整備応援事業補助金のご案内

賃上げ・人材確保のために 就業規則を見直しませんか？

補助上限額 10万円
補助率 2/3以内

例えばこんな時…

●補助対象事業者

県内に事業所を有する中小企業者(社会福祉法人、一般社団法人等を含む)

●補助対象経費

社会保険労務士等が行う計画的な賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費(消費税および地方消費税相当額は除く)

●主な補助要件

- ・賃上げ・人材確保に向けた行動計画の作成
- ・改正後の就業規則等の従業員への周知
- ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録

※「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」は、企業の自主的な取組の促進を図るため、誰もが働きやすい労働条件や職場環境の整備に積極的に取り組む企業を応援する県独自の制度です。

●新たな手当を導入したい

●従業員を育成したい

●人材を確保したい

●柔軟な働き方を応援したい

●助成金を活用したい

●申請締切

第2回 5月31日(金)

第3回 7月31日(水)

第4回 9月30日(月)

※予算額を超過した場合は、その時点で申請受付を終了します。

■申請・問合せ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL.077-528-3697

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/336290.html>



滋賀県未来投資総合補助金

募集期間 令和6年3月22日(金)～5月22日(水)

※募集期間中であっても、申請額が予算額に達すると見込まれる時点で、受付を終了する場合があります。

補助対象期間 交付決定日～令和6年12月31日(火)

申請方法 システムからの電子申請

●対象事業者

県内に事務所または事業所を有する中小企業者等
(※みなし大企業除く)

●対象事業 ※複数の事業実施も可(申請は1事業者につき1回限り)

① 生産性向上
(DXによる生産・業務の効率化など)

② 新事業展開
(これまでとは異なる業種や業態、新たな市場に参入するための設備導入、新商品・新サービスの開発など)

③ 人材育成
(従業員のリスキリングなど)

●補助率等

	通常枠	賃上げ枠①*	賃上げ枠②*
補助上限額	50万円	100万円	50万円
補助下限額	20万円	20万円	20万円
補助率	1/2	1/2	2/3

●補助率や交付上限額は、申請枠により変動します。

※賃上げ枠による申請の場合、一定の賃上げ等が必要です。

■問合せ先

滋賀県未来投資総合補助金事務局

コールセンター:0570-001-178 [受付時間] 9:30～17:30(土・日および祝日は除く)

Email:shigamiraitoshi2024@gp.knt.co.jp

<https://www.knt.co.jp/ec/shiga-miraitoshi/>



障害者の雇用確保・維持に関するご協力をお願い

滋賀県障害者雇用対策本部長である三日月知事から標記に係る要請がありました。同対策本部では、「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」の基本方針と具体的な取組内容を通じ、障害者雇用施策を推進されますので、ご協力をお願いします。



要請文書
(3/22付)

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

定額減税

当組合は、共同購買事業を主事業とする協同組合ですが、今年度は定額減税が実施されると聞きました。組合の役職員を対象に源泉徴収事務を行っていますが、概要と留意点について教えてください。

Answer

【概要】

「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなり、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から事務手続きがはじまります。

〈定額減税の対象となる人〉

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

〈定額減税額〉

定額による所得税額の特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ①本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

〈給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）〉

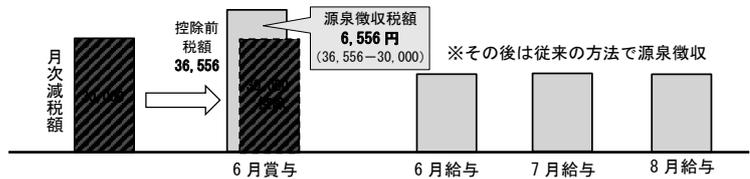
給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ①令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務 と
- ②年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務

の二つの事務を行うこととなります。したがって、令和6年6月1日から、減税額に達するまで給与・賞与から所得税が差し引かれなくなり、令和6年分年末調整までに減税額に達しなかった分は、令和6年分年末調整の際に減税されることとなります。

《6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例》



【留意点】

〈給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか〉

一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

〈基準日の後に就職した人に対する定額減税〉

令和6年6月2日以後に就職した人については、基準日在職者に該当しません。

通常は年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることとなります。

〈住民税について〉

住民税については、本人10,000円、控除対象配偶者10,000円、扶養親族1人につき10,000円を控除額として、令和6年7月分より（6月分は行いません。）特別徴収を行います。



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

大津支店 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22
彦根支店 〒522-0073 彦根市旭町9-3

TEL:077(522)6791
TEL:0749(24)3831

●滋賀県中小企業団体中央会の会員である組合等に所属する
事業所の代表者・役員・専従家族で、70歳未満の方に限ります。

加入の
ご案内

中小企業者のみなさまのための

傷害共済

小さな掛金で

大きな安心

会費は年額 **8,400円**

加入して
不時の傷害に備えましょう

●1日あたり
〈おひとり〉

約 **23円**



大工・左官・鍍金・瓦工・塗装・鳶・電気工事(高圧線工)・木材伐採・石材採掘・火薬製造および取扱の業種については年額12,000円

●補償の特色は……

会費が割安です。

共済会は利益を目的としていないので、ほかの機関が取扱う保険料と比較しても割安になっています。

私傷についても補償します。

労災保険では「業務上」の災害に限られ、いわゆる私傷には適用されませんが、本会は業務外の私傷も含みますから、いそがしい経営者の皆さんの実態に適合して有利です。

共済会は他の補償と重複しても支払います。

労災保険では同一事由によって他の第三者から補償を受けた時は、その金額を差し引かれますが、本会は他の受給の如何にかかわらず独自にお支払いいたします。

初日分から補償されます。

通院、入院とも初日から補償の対象となります。

補償期間が1ヶ年です。

おケガをされてから1ヶ年ですから、じゅうぶん治療ができます。(但し、補償免責、一部免責の場合あり)

●補償の内容は……

ケガで死亡したとき…… **200万円**

ケガで後遺症が残ったとき……
〈1級~14級〉 **268万円~10万円**

ケガで入院したとき…… **1日/5,000円**
〈但し101日目以降は1日/2,000円〉

ケガで医師の往診を受けたとき……
1回/3,000円

ケガで通院したとき…… **1日/2,000円**

この制度の目的は

中小企業経営者のためにつくられたもので、会員の相互扶助の精神に基づき、お互いに不慮の傷害を共済し、経営の安定と、経済活動の促進をはかるうとするものです。

滋賀県中小企業傷害共済会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号

コラボしが21 5F(滋賀県中小企業団体中央会内)

TEL.077-511-1430 FAX.077-502-0111

紫式部ゆかりの地である石山で 「石山光るバル」開催

石山商店街振興組合

石山商店街振興組合（理事長 黒崎弘之 氏）では、3月1日（金）から3日間、大津市・当商店街の飲食店40店舗が参加する「石山光るバル」を開催されました。

6回目の開催となった今回は初めて週末となり、前回と同様に前売りチケットが販売され、チケット購入者には開催当日に近江牛やお食事券が当たる抽選会が催されるなどにより、雨の中にもかかわらず賑わいを見せました。また、石山寺が紫式部ゆかりの地であることにちなみ、参加各店舗ではカクテルや紫いもなどの紫色のメニューを取り入れてバルを盛り上げました。チケットは1冊5枚綴りとなっていますが、バル期間中に使い切れなかったチケットを金券として使うことができる「後バル」も9日まで実施されました。

3月30日（土）には桜まつりも開催され、商店街では今後も地域に親しまれるイベントを継続して行われることとなっています。



抽選会場の様子



紫色を取り入れたメニュー
(色は中央会webページでご確認ください)
組合webサイト

<https://kiyaina-ishiyama.com/>



事業環境の変化と新しい組合のかたち

滋賀県麻織物工業協同組合

滋賀県麻織物工業協同組合（理事長 川端正隆 氏）では、2月16日（金）愛荘町・近江上布伝統産業会館において、滋賀大学経済学部柴田淳郎准教授から「事業環境の変化と新しい組合のかたち」をテーマに組合事務所のある愛荘町役場商工観光課からも同席のうえ、報告と提案・提言を受けました。

柴田准教授によって、1年間に亘り当組合の現在の取組を見えざる資産の観点から実際の組合活動を調査し再評価が行われ、活動の優れた点、麻織物の歴史的価値、新しい時代に適合した活動のあり方を如何に価値創造に結びつけられるかについて提案・提言がされました。

組合活動の新しいかたちとして、マーケティング機能・伝統工芸の体験・後継者育成・SDGs宣言などの取組や組合の地域経済への経済波及効果（約4,860万円）についても報告されました。

また、室町時代から600年以上継続する伝統産業の歴史的価値から観光価値・ブランドへの変革や組合活動を時代の变化に合わせ、経済から社会貢献という新しいかたちに進化させていく必要があると提言されました。



柴田淳郎准教授から提言を受ける組合執行部



組合ショップの入口

組合webサイト

<https://omi-jofu.com/>



健康増進特集

資材運びによる腰痛を防ぐ 姿勢に焦点を当てた研修を実施

滋賀県板金工業組合

滋賀県板金工業組合（理事長 山極義廣 氏）では、2月27日(火)に大津市・滋賀県職業能力開発協会において、「職場における健康増進〈姿勢と健康〉」をテーマとした研修を実施されました。

建築板金における現場では動作が制限された環境の中での作業が多く、健康障害による生産性低下が課題となっています。講師を務められた 近藤恵美 氏は姿勢改善の専門家であるだけでなく、協同組合カイロプラクティック滋賀の理事長も務められており、研修会場では姿勢悪化の段階や身体への影響を述べられました。その後、参加者が姿勢チェックを実践し、誰もが姿勢にゆがみを持つことを認識した上で、改善のためのストレッチや注意動作について説明されました。近藤氏は「現場だけでなくスマホやPCの普及で姿勢が悪い人が多くなっており、食生活だけでなく姿勢にも意識を向けて健康を守って欲しい」と締めくくられました。



講師 近藤恵美 氏



姿勢チェックを行う参加者

組合webサイト

<https://www.shigabankumiai.jp/>



全国大会で組合オリジナル商品が 3部門において受賞し世界大会へ挑戦

企業組合ビュースパイア

企業組合ビュースパイア（理事長 三科美保子 氏）では、2月20日(火)東京都の3会場において開催された、『にっぽんの宝物JAPANグランプリ2023-2024』のヘルシー&ビューティー部門「グランプリ」と「フィナンシェ賞」、新領域部門「準グランプリ」の3賞を受賞されました。

当日は、お米のヨーグルトの開発者で組合の副理事長である株式会社ヤサカの八坂正博会長も登壇され、発酵の町・高島からのお米のヨーグルト「マイシュワグルト」の魅力を伝え、「この商品は海外向けだよ」と力強く背中を押される評価を受けました。

三科理事長は、お米を食べてきた私たちにフィットする、「マイシュワグルト」が世代を超えて愛されるよう、そして世界中の方々に楽しんでもらえる日が来ることに強く想いを馳せながら、次は今夏にシンガポールで行われる世界大会に、よりブラッシュアップして臨みたいと力強く宣言されました。



表彰を受ける三科理事長(左)と八坂副理事長(右)



受賞者プレゼンの様子

組合webサイト

<https://jibiestore.com/>



イベントや記念事業、研修会開催、社会貢献活動など、組合様の特徴ある活動について情報をお寄せください。

発行

滋賀県中小企業団体中央会 〒520-0806 大津市打出浜2番1号コラボしが21 (5階)
TEL 077-511-1430 FAX 077-502-0111 URL <https://chuokai-shiga.or.jp>